統計表を見る方のために

1 この章は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に製造場から移出された酒類について、平成17年4月 30日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。

酒類とは、アルコール分1度以上を含んでいる飲料(アルコール事業法の適用を受けるアルコールを除く。)で、原料と製造方法の差異により10種類、11品目に分類している。

種類は、 清酒、 合成清酒、 しょうちゅう、 みりん、 ビール、 果実酒類、 ウイスキー類、 スピリッツ類、 リキュール類、 雑酒に分類されている。

2 統計表の収録一覧

	T									
			調		查	頂	Į	目		
		課	税	製	販売	製	販	製	販	
統計表	分類方	去 税		成	(消	造	売	造	売業	調査方法
		数		数	費) 数	場	場	者	者	
		量	額	量	量	数	数	数	数	
8 - 1 課税状況										全数調査
(1) 課税状況	種類別	J								
(2) 県別課税状況	"									
8-2 酒類製成及び手持高										全数調査
(1) 製成数量	"									
(2) 県別製成数量	"									
8-3 免許場数										全数調査
(1) 酒類の製造免許場数等	"									
(2) 連続式蒸留機の設備										
(3) その他の製造免許場数										
(4) みなし製造場数	種類別	J								
(5) 酒類販売業者数及び酒類販売 業免許場数	"									
(6) 税務署別免許場数	種類別、卸·小臺	も別								
8-4 販売(消費)数量										全数調査
(1) 酒類の販売(消費)数量	種類別	J								
(2) 税務署別販売(消費)数量	"									
(3) 酒類の販売(消費)数量の推移図	"									

8-1 課 税 状 況

(1) 課税状況

	176 176 177 176			課			税	
			一 般 税	率 適 用	特定税	率 適 用	į	i†
	区分)	数 量	税 額	数 量	税額	数 量	税額
総		計	kℓ 98,687	千円 16,737,404	<i>kℓ</i> 5,748	千円 456,099	<i>kℓ</i> 104,435	千円 17,193,503
清		酒	24,462	3,072,448	-	-	24,462	3,072,448
合	成 清	酒	х	х	-	-	х	х
b	ょうち	ゅう	781	151,286	-	-	781	151,286
	甲	類	Х	X	-	-	х	х
	Z	類	Х	Х	-	-	Х	X
み	IJ	Ь	х	х	-	-	x	x
Ľ	-	ル	41,939	9,300,545	-	-	41,939	9,300,545
果	実 酒	類	х	х	х	х	х	x
	果実	酒	х	Х	Х	x	х	X
	甘 味 果	実 酒	Х	Х	-	-	Х	X
ゥ	イスキ	- 類	x	х	-	-	x	x
	ウ イ ス	+ -	х	х	-	-	x	x
	ブ ラ ン	デ ー	х	х	-	-	-	x
7	ا ۱۱ س	い/ 米百						
ス	スピリ	ツ 類ッツ	X X	x x	-	-	X X	X X
	原料用アル		-	-	-	-	-	-
IJ	‡	ル類	185	25,365	5,723	454,323	5,907	479,687
雑		酒	31,101	4,174,611	26	1,774	31,126	4,176,385
	発 泡	酒	х	х	х	x	х	x
	粉末	酒	-	-	-	-	-	-
	その他の	雑 酒	х	х	Х	х	х	x

調査対象等 平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に製造場から移送された酒類について、平成17年4月30日までの申告 又は処理による課税事績

用語の説明: 未納税移出とは、製造場から移出するとき酒税の免除を受けて移出するものをいう。

- (注) 1 特定税率適用とは、酒税法第22条第2項(アルコール分が13度未満のもの(発泡性を有するものに限る。)に対する税率 該当のものを示す。
 - 2 「酒税法第30条第1項、第2項及び第3項」欄は、酒類製造者がその製造場から移出した酒類を当該製造場に戻し入れた場合の酒税額の控除等を示す。
 - 3 税関分は含まない。

		 除				免	 税		
第30条	说 法 第1項、 び第3項	災 害 泳 (第7条	或 免 法 第1項)	課税	実 数	未納税移出	輸出免税	区	分
数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	数量		
3,507	千円 426,505	<i>k</i> ℓ 0	千円 89	<i>kℓ</i> 100,928	千円 16,766,909	kℓ 27,483	<i>kℓ</i> 59	総	計
531	67,864	0	89	23,931	3,004,494	9,377	57	清	酒
x	х	-	-	х	х	-	-	合 成 清	酒
3	549	-	-	778	150,737	208	-	しょうち	ゅう
х	Х	-	-	Х	Х	-	-	甲	類
Х	Х	-	-	Х	Х	Х	-	Z	類
x	х	-	-	х	х	x	-	みり	Ь
726	160,987	-	-	41,214	9,139,558	15,006	-	ビ -	ル
х	х	-	-	х	х	-	-	果実酒	類
х	x	-	-	х	х	-	-	果実	酒
х	х	-	-	х	x	-	-	甘 味 果	実 酒
х	x	-	-	x	х	x	x	ウ イ ス キ	- 類
х	х	-	-	х	х	х	х	ウ イ ス	+ -
-	-	-	-	Х	х	х	х	ブ ラ ン	デ ー
x	х	-	-	х	х	x	-	スピリッ	ッ類
х	х	-	-	х	х	х	-	スピリ	ッツ
x	Х	-	-	х	Х	x	-	原料用アル	コール
1,923	154,149	-	-	3,985	325,539	167	1	リキュー	ル類
273	36,689	-	-	30,853	4,139,697	2,712	1	雑	酒
х	х	-	-	х	х	х	х	発 泡	酒
-	-	-	-	-	-	-	-	粉末	酒
x	х	ı	1	х	х	х	х	その他の	2 雑 酒

(2) 県別課税状況

X		分	清	酒	合 成	清 酒	しょうち	ゅう甲類	しょうち	ゅう乙類
	•	Л	数量	税 額	数量	税額	数量	税額	数量	税 額
			k	·l fr	k ℓ	千円	kℓ	千円	k ℓ	千円
平成	12	年 度	33,828	4,324,213	78	5,716	349	69,502	136	21,864
"	13	"	32,008	4,099,889	74	5,371	384	79,421	190	32,930
"	14	"	29,772	3,781,170	68	5,002	342	67,450	198	34,225
"	15	"	27,086	3,421,068	х	x	469	94,652	323	56,077
"	16	"	23,931	3,004,494	х	х	х	х	х	х
富	Щ	県	10,309	1,365,239	Х	x	х	х	х	x
石	Ш	県	9,684	1,180,023	-	-	-	-	х	x
福	井	県	3,937	459,232	-	-	х	х	х	х

X		分	ウ	1	ス	‡	_	ブ	ラ	ン	デ	_	ス	ピリ	ッツ	類	IJ Ħ	Fユ	ー ル 類
	•	Л	数	量		税	額	数	量		税	額	数	量	税	額	数	量	税額
					kℓ		千円		A	kℓ		千円		kℓ		千円		kℓ	千円
平成	, 12	年 度			х		Х		>	κ		х		1		532		42	5,849
"	13	"			х		х		>	κ		х		1		532		36	5,215
"	14	"		-	х		х		>	«		х		х		х		49	6,975
"	15	"		-	х		х		-	-		-		х		х		243	22,848
"	16	"		•	х		х		>	<		х		х		х		3,985	325,539
富	Щ	県			х		х		>	<		х		х		х		21	3,599
石	Ш	県			-		-		-	-		-		х		х		3,892	314,187
福	井	県			-		-		-	-		-		-		-		72	7,753

⁽注) 課税実数で掲載している。

み !) h	ビ -	- ル	果	実 酒	甘 味 果	実 酒	区分
数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	
kℓ	千円	kℓ	千円	kℓ	千円	kℓ	千円	
41	880	66,057	14,664,517	x	x	х	Х	平成 12 年度
42	902	60,361	13,399,798	х	×	х	х	" 13 "
39	839	48,086	10,675,372	х	х	х	х	" 14 "
x	х	39,133	8,676,155	х	х	х	х	" 15 "
х	х	41,214	9,139,558	х	х	х	х	" 16 "
x	х	112	19,810	х	х	х	х	富山県
x	х	41,069	9,113,919	х	х	-	-	石 川 県
-	-	32	5,828	х	х	-	-	福井県

発 淮] 酒	粉末	酒	そ の 他	の 雑 酒	合	計	区分	
数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額		
kℓ	千円	k ℓ	千円	kℓ	千円	kℓ	千円		
22,855	2,400,511	-	-	0	136	123,475	21,498,268	平成 12 年	度
29,583	3,107,059	-	-	3	387	122,756	20,735,438	" 13 "	,
35,919	3,771,878	-	-	1	214	114,548	18,347,458	" 14 "	,
30,179	3,936,658	-	-	4	403	97,622	16,217,989	" 15 "	,
x	х	-	-	х	х	100,928	16,766,909	" 16 "	,
x	Х	-	-	Х	х	11,067	1,492,581	富山県	TE C
x	х	-	-	х	х	85,760	14,792,927	石川県	里
х	х	-	-	х	х	4,101	481,401	福井県	m Z

8-2 酒類製成及び手持高

(1) 製成数量

				製		成 娄		量	等
区	分		製	成	アルコール等混和	しょうちゅうの品目別・ アルコール分等変更	用途变更等	差引計	手 持 数 量 〔平成17年3月31日〕 現 在
総		数		<i>kℓ</i> 91,963	<i>kℓ</i> 126	<i>kℓ</i> 1,707	<i>kℓ</i> 1,796	<i>k</i> ℓ 92,000	<i>κ</i> ℓ 31,883
清		酒	16,354	16,722	-	-	15	16,343 16,706	25,641 26,820
合 5	成 清	酒	(x)	х	-	-	-	(x) x	(x) x
		35 度		х	-	x	х	х	х
	甲類〈乙類〈	25 度		х	-	x	-	X	x
		20 度		Х	-	x	-	X	х
しょう ちゅう		小計		Х	-	X	х	Х	Х
ちゅう		35 度		Х	х	x	х	х	х
	フ. 類 <	25 度		Х	х	x	х	X	х
		20 度		Х	-	х	х	Х	X
		.J. HI		Х	Х	X	Х	X	X
		計		583	126	1,707	1,598	817	1,805
み	IJ	Ь		Х	-	-	-	х	x
ビ	_	ル		53,206	-	-	61	53,146	1,245
田安油	無 ∫ 果 ᢃ	実酒		х	-	-	х	х	х
未夫心	類 { 甘味!	果実酒		Х	-	-	х	х	х
	į	計		55	-	-	3	52	73
ウイスキー	類 ∫ウイン 類 ∫ブラン	スキー		х	-	-	-	X	х
				-	-	-	-	-	x
	Ī	計		Х	-	-	-	Х	X
スピ	リッ	ツ類		Х	-	-	х	X	X
リキ	–	ル類		183	-	-	4	179	399
	発	泡 酒		х	-	-	х	х	х
雑 滔		末 酒		-	-	-	-	-	-
		の雑酒		Х	-	-	-	х	x
	į	計		21,104	-	-	12	21,092	1,232

調査対象: 免許者の酒類製造場(蔵置場も含む。)における酒類の製成数量等(犯則分を除く。)

(2) 県別製成数量

	X		分	清酒	合成清酒	しょうちゅう	みりん	ビール	果実酒類	ウイスキー 類	スピリッツ 類	リキュール 類	雑 酒	合 計
				kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ
平	成	12	年 度	25,939	41	607	45	63,561	82	3	2	50	17,720	108,049
	"	13	"	25,190	56	641	46	51,542	68	2	1	31	26,318	103,893
	"	14	"	22,136	49	639	50	41,146	69	2	1	58	27,096	91,246
	″	15	"	19,034	х	882	х	41,114	61	х	Х	62	22,371	83,557
	<i>"</i>	16	"	16,706	х	817	х	53,146	52	х	Х	179	21,092	92,000
			_											
'	富	Щ	県	6,642	Х	Х	Х	130	Х	Х	Х	16	18	7,400
	石	Ш	県	7,167	-	х	х	52,978	х	-	Х	99	21,073	81,568
	福	井	県	2,897	-	х	-	38	х	-	-	64	1	3,032
					l		1	l	1	l		l		

⁽注) 1 「清酒」、「合成清酒」欄の()書は、アルコール分20度に換算した数量である。

^{2 「}しょうちゅう」欄のうち、アルコール分が35度、25度、20度以外の者については、それぞれのアルコール分に応じて35度、25度、20度のうち直近のアルコール分の度数に換算した数量を掲げている。

8-3 免 許 場 数

(1) 酒類の製造免許場数等

	X	分		前年度末免許場数	本年度末免許場数	左 のうち 試 験 のための 免許 場 数	本年度末製造場数	本年度末製造者数
総			計	場 216	場 210	場 24	場 143	者 207
清			酒	117	116	3	115	115
合	成	清	酒	3	3	-	-	3
1.	トンちゅ	う { 甲 乙	類	3	3	-	1	3
٥	4) S W	Z	類	10	10	2	2	10
み		IJ	Ь	3	3	-	-	3
ビ		_	ル	17	13	2	7	12
甲	宇流	果実甘味果	酒	12	11	4	4	11
*	大 / 1	甘味果	実 酒	2	2	1	-	2
<u> </u>	′ ¬ + _ *	りイス 類 ブラン	+ -	2	2	1	-	2
71	Д Т — х	ブラン	デー	1	1	1	-	1
		(スピリ	ッツ	5	5	1	-	5
スと	ピリッツ 🎘	スピリ 原 料 アルコ	用 ー ル	3	3	-	-	3
IJ	キ ュ	– л	,類	16	18	4	6	18
		発 泡	酒	11	9	1	3	8
7	雑 酒	発泡 粉末 その他の	酒	-	-	-	-	-
		その他の) 維酒	11	11	4	5	11
各	酒類を	を通じた	もの	-	143	8	-	139

調査対象: 酒税法第7条(酒類の製造免許)の規定により免許を受けた製造場数

調査時点:平成17年3月31日

- (注) 1 免許場数については、製造免許を受けている酒類の種類又は品目の異なるごとにそれぞれ1場として掲げた。
 - 2 「本年度末製造場数」欄には、1製造場で2以上の酒類を製造している場合は、年度内において最も製造数量の多かった 酒類の欄のみ1場として掲げている。
 - 3 「本年度末製造者数」欄には、本店(本店につき免許の有無は問わない。)の所在地において、当該製造者が免許を受けている酒類の種類又は品目の異なるごとにそれぞれ1人として掲げている。

(2) 連続式蒸留機の設備

左記のうち、連続式蒸留機の設備を有する製造場数及び基数

_		, -,		I I I P	1110 - 10 7 - 211-	7077117 1 2 2771
ſ	製	造	場	数	基	数
I				場		基
				2		2

(3) その他の製造免許場数

_ \		_	<u>نا ره</u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	70 X A										
	X		分		製	造	場	景 数		左	の	う	ち	休	造	場	数
									場								場
酒	Ī		母						-								-
ŧ	;	3	み						15								10

調査対象 酒税法第8条(酒母等の製造免許)の規定により、製造免許を受けた製造場数

調査時点 : 平成17年3月31日

用語の説明: 1 酒母とは、 酵母で含糖質物を発酵させることができるもの、 酵母を培養したもので、含糖質物を発酵させることができるもの、 これにこうじを混和したものをいう。

2 もろみとは、酒類の原料となる物品に発酵させる手段を講じたもので、こす又は蒸留する前のものをいう。

102 酒税

(4) みなし製造場数

(+)		<u> </u>			きのた	: めのもの			その他	のもの		
	X	分		自己の した酒 び ん i	製造 類の 吉場	共 同 のびん詰場	販売の便宜 のためのもの	輸出のためのもの	設置許可を受けたもの	設 置 許 可 を 受けな いもの	Ė	†
					場	場	場	場	場	場		場
総			数	内3	3	-	内5 13	内9 96	内8 11	-	内25	123
清			酒		3	-	5	9	7	-	内21	24
合	成	清	酒		-	-	-	5	-	-		5
ة درا	ちゅう	∫ 甲	類		-	-	-	5	-	-		5
	, W	Z	類		-	-	2	5	2	-	内1	9
み	•	IJ	ю		-	-	1	5	-	-		6
ビ		_	ル		-	-	-	6	-	-	内3	6
果	実	酒	類		-	-	1	12	-	-		13
ゥ・	イス	+ -	- 類		-	-	-	15	-	-		15
ス	ピリ	ッツ	ノ 類		-	-	-	11	1	-		12
IJ=	‡ ュ	— Л	レ 類		-	-	2	8	1	-		11
雑			酒		-	-	2	15	-	-		17

調査対象: 酒税法第28条(未納税移出)第6項の規定により、製造場とみなされた蔵置場数

調査時点: 平成17年3月31日

(注) 「総数」欄及び「計」欄の内書は、実蔵置場数である。

用語の説明: みなし製造場とは、酒税法において、製造場とみなされる場所をいう。

(5) 酒類販売業者数及び酒類販売業免許場数

		<u> </u>			販	売	場	数	+ 0 : + 4 =
	Σ	公 分		販売業者数	卸売に限る旨	販売方法に条	条件が付されてい	ハないもの	左のうち1年 以上引き続き
	Ľ	7)1		拟儿来自奴	の条件が付さ	卸売割合が50%以 が270kl (ビール卸 120kl)以上のもの	上又は卸売数量 売業にあっては	その他	休止している 販売場数
				者	場		場	場	場
販卸 売売	全	酒	類	86	22		59	124	12
方に	ビ	_	ル	4	6		1	22	2
法限にる	洋		酒	2	2		-	6	-
条旨	輸	出 入 酒	類	5	6		6	1	1
件の が条	自	(清 酒 ・ み り	h	3	5		6	2	-
付件さが	製	合成清酒・しょうち	ゅう	-	-		-	-	-
れ付り	/ ≺	(ビ -	ル	-	-		6	-	-
てさく	酒	洋	酒	-	-		3	-	-
なて いい	類	計		3	5		15	2	-
もる	そ	の他の酒	類	2	2		-	1	-
のも 及の		合 計		102	43		81	156	15
び	合計	へ 小売業者の共同購入販	売機関	11	6		5	-	-
	の <	卸売業者の共同購入販	売機関	-	-		-	-	-
	うち	製造者の共同購入販売	も機関	1	1		-	-	-

	Σ	₹		分			小	売	販	売	業	者	数	小	売	販	売	場	数	左のうち1年以上引き続き 休止している販売場数
													者						場	場
	全	$\left(-\right)$	般	の	ŧ	の						3,	701						4,860	138
販条		特	殊	の	ŧ	の							59						128	-
一元件	酒	期		限		付							1						1	-
販売方法に	類			計								3,	761						4,989	138
にさ 小れ√		(—	般	の	ŧ	の							21						28	3
売て	そ	特	殊	の	ŧ	の						2	249						329	12
にい限る		期		限		付							-						-	-
限るも	_ თ∢	み	りん	だけ	のす	もの							26						90	-
旨の の	他	薬	用酒	雪だ け	の :	もの						(683						687	-
"				計								(979						1,134	15
		É	Ì	計								4,	740						6,123	153
	媒			介		業							3						12	3
	代		:	理		業							-						-	-

調査対象: 酒税法第9条(酒類の販売業免許)の規定により、酒類の販売業の免許を受けている販売業者数及び販売場数

調査時点: 平成17年3月31日

(注) 1 「販売業者数」欄には、支店、出張所又は荷扱所等の販売場を有するものについては、本店の所在地についてだけ 1者として掲げている。

2 免許に付された販売する酒類の範囲についての条件が2以上の種類(全酒類を除く)にまたがっている場合は、年度内における販売数量の多いものの欄にのみ1場として掲げている。

用語の説明:1 媒介業とは、他人間の酒類の売買取引を継続的に媒介することをいう。ただし、営利を目的とするか否かは問わない。

2 代理業とは、製造者又は販売業者の酒類の販売に関する取引を継続的に代理することをいう。ただし、営利を目的とするか否かは問わない。

(6) 税務署別免許場数

(0)	176	17月1年	1 <i>D'</i> リプしロエンク	0 X X		#1	ıı			\ #			
						製	빝			造			
×		分	清	酒	合 成	泛	青 酒	U	ょう	ち ゅ	j	み) h
_	- 1		,,,	, i	- "	, ,,	, ,_	甲	類	Z	類	•	
			免許場数	製造場数	免許場数		造 場 数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数
l			場	場		場	場	場	場	場	場	場	場
平成			119	118		3	-	3	1	9	2	3	-
"	13	"	120	118		3	-	3	1	10	3	3	-
"	14	"	120	117	;	3	-	3	1	10	4	3	-
"	15	<i>II</i>	117	115	;	3	-	3	1	10	3	3	-
"	16	"	116	115	;	3	-	3	1	10	2	3	-
富	Щ	県	28	28	:	2	-	2	1	3	-	1	-
石	Ш	県	43	42		l	-	1	-	4	2	1	-
福	井	県	45	45		•	-	-	-	3	-	1	-
富	富	Щ	9	9			-	-	-	1	-	-	-
	高	畄	5	5		-	-	-	-	-	-	-	-
Щ <	魚	津	7	7		l	-	1	1	1	-	1	-
県	砺	波	7	7			-	1	-	1	-	-	-
石	金	沢	5	5			_	_	-	1	-	1	-
□	七	尾	9	9		-	-	-	-	-	-	-	-
ЛГ≺	/ \	松	10	10		.	-	_	-	-	-	-	-
	輪	島	12	11		ı	_	1	_	1	1	-	_
県	松	任	7	7			-	-	-	2	1	-	-
	福	井	16	16		.	_	_	_	_	_	_	_
福	敦	賀	4	4		.	_	_	_	_	_	_	_
	武	<u>,</u>	13	13			_	_	_	1	_	1	_
 # {	小	生 浜	2	2			-	-	_		_	-	
	大	野	5	5		.	_	_	_	1	_	_	_
県	Ξ	国	5	5	,		-	-	_	1	-	-	-
L`	•												

					製		造			免		
×	- ,	分	ス	ピリ	ッツ	類	リキュ	ール類		雑	酒	
	٠.	7)	スピ	リッツ	原料用ア	ルコール	リキュ	ー <i>ル</i> 宍	発 消	包酒	その他	の雑酒
			免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数
平成	÷ 40 4	- #	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場
* //	13	午 反 〃	4	-	3	-	12 12	5 6	6 7	3	9	4
",	14	"	4 5	_	3	_	15	6	7 7	4	12	4
"	15	"	5	_	3	_	16	6	11	3	11	4
"	16	"	5		3	_	18	6	9	3	11	5
										_		
富	Щ	県	3	-	2	-	5	1	5	2	2	-
石	Ш	県	2	-	1	-	7	2	1	-	7	4
福	井	県	-	-	-	-	6	3	3	1	2	1
富	富	Ш	-	_	-	-	-	_	2	1	1	-
	高	畄	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-
山人	魚	津	2	-	1	-	2	-	2	-	-	-
県	砺	波	1	-	1	-	3	1	1	1	1	-
	金	沢					3				2	
石	立七	尾	-	_	_	_	3	_	-	-	3	2
ЛΙ <	小	栏松	_	_	_	_	_	_	_	_	3	3
	輪	島	1	_	-	_	- 1	1	_	_	_	-
県	松	任	1		<u>'</u>	_	3		1		2	1
					_	_	3	'		_		'
) , = (福	井	-	-	-	-	1	1	1	-	-	-
福	敦	賀	-	-	-	-	1	1	1	1	1	1
井〈	武	生	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
[' ']	小	浜	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
県	大	野	-	-	-	-	2	-	-	-	1	-
	Ξ	国	-	-	-	-	2	1	1	-	-	-

			免			許					
Ľ -	- ル	果	実	酒	類	ウ	イ ス	+ -	類	X	分
	- 10	果	ミ 酒	甘味見		ウイス	ス キ ー	ブ ラ)	ン デ ー		ת
免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数		
場	場	場	場	場	場	場	場	場	場		
14	12	12	5	2	-	2	-	1	-		2年度
12	10	11	5	2	-	2	-	1	-		3 "
12	10	13	6	2	-	2	-	1	-		4 "
17	10	12	5	2	-	2	-	1	-		5 "
13	7	11	4	2	-	2	-	1	-	" 1	6 "
5	2	5	2	2	-	2	_	1	-	富し	山県
5	4	3	1	-	-	-	-	-	-	石丿	県
3	1	3	1	-	-	-	-	-	-		井 県
1	-	2	1	1	-	1	-	1	-	富し	山)富
1	1	_	_	-	-	-	-	-	_		줘 ㅠ
3	1	1	_	-	-	-	-	-	_	魚	≢ſ [™]
-	-	2	1	1	-	1	-	-	-	砺	皮」県
_	-	1	-	-	_	-	_	-	_	金	尺) _
-	-	_	_	_	-	-	_	-	_		7 石
2	2	-	-	-	-	_	_	-	-		公〉川
1	1	1	1	-	-	-	-	-	_		⇒
2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	松 1	■ 県 壬 県
1	_	_	_	_	_	_	_	_	_	福	#)
2	1	_	_	_	_	_	_	_	_	敦	資 福
_	<u>.</u>	_	_	_	_	_	_	_	_		~ +
_	-	_	_	_	_	_			-	小小	+
_	_	2	1	_	_	_			_		
-	-	1	-	-	_	-	-	-	-		野 県 国 <i> </i>

Ė	Ť		販		売		免			許					
合	計	販 デ	ē 業 i	者 数		販	壳	Ē	場		数		×	-	分
		卸 売 業	小 売 業	媒介業		卸 売	業	小	売	業	媒介	業		_	71
免許場数	製造場数	P 70 %				<i>D</i>		.5.	70		70K 71				
場	場	者	者	者		404	場			場 5 070		場 -	ਜ਼ →	- 40	左
202	150	129	4,759	4	内	124	266			5,676		7			年度
202	151	113	4,700	4	内	128	266			5,723		6	"	13	"
211	152	99	4,699	4	内	136	264			5,730		6	"	14	"
216	147	108	4,764	3	内	156	282			6,045		10	"	15	"
210	143	102	4,740	3	内	179	280			6,123		12	"	16	"
68	36	49	1,718	1	内	59	102			2,276		3	富	Щ	県
76	55	25	1,657	1	内	96	135			2,074		5	石	Ш	県
66	52	28	1,365	1	内	24	43			1,773		4	福	井	県
19	11	8	513	1	内	19	38			693		3	富	Щ	富
6	6	8	517	-	内	9	20			679		-	高	岡	
22	9	28	409	_	内	26	32			524		_	魚	津	} Щ
21	10	5	279	-	内	5	12			380		_	砺	波	県
															`
13	5	6	565	1	内	21	35			707		4	金	沢	石
12	12	4	305	-	内	31	37			367		-	七	尾	
12	12	8	332	-	内	18	24			450		-	小	松	\ /II
20	15	6	292	-	内	18	24			312		-	輪	島	県
19	11	1	163	-	内	8	15			238		1	松	島任	ᅏ
19	17	11	457	1	内	9	21			604		4	福	井)
9	8	3	145	-	内	2	4			193		-	敦	賀	福
15	13	5	321	-	内	4	7			413		-	武	生	
2	2	2	102	-	内	2	2			131		-	小	浜	/ #
11	6	6	124	-	内	7	7			156		-		野	県
10	6	1	216	-	内	-	2			276		-	大三	国	

⁽注) 「販売場数」欄の「卸売業」欄には、卸売に限る旨の条件が付されたもの及び販売方法に条件が付されていないものの酒類総販売数量に対する卸売数量の割合が50%未満のもの、かつ年間卸売数量が270kl(ビール卸売業にあっては120kl)未満のものを内書きしている。

8 - 4 販売(消費)数量

(1) 酒類の販売(消費)数量

		-	酒 類	製造	者の	移 出	数量
	区分		製造場(課税)	製造場の支店等	卸 売 業 者	小 売 業 者	消費者
総		数	κ <i>l</i> 2	^{kℓ} 79,298	<i>kℓ</i> 14,953	κℓ 5,621	1,061
清		酒	2	3,723	14,367	5,059	785
合	成 清	酒	-	-	21	46	2
1.	# う Z	類	-	-	176	232	4
5	7)	類	0	-	171	177	20
	計		0	-	347	409	24
み	IJ	Ь	-	5	21	7	-
Ľ	-	ル	-	40,938	25	51	198
	果実	酒	-	-	28	16	20
果酒	実甘味果実	€ 酒	-	-	1	2	-
	(計		-	-	29	18	20
	ウイスキ イス ブランラ - 類	= _	-	-	1	1	0
+ -	[゙] ゟ゚゚゚゚゚゙ヺヺン゙゙゙゙゙ - 類゚゚゚゚゚゙ヺヺン゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゚゙ヺ゚゚゙	= –	-	-	-	-	-
	計		-	-	1	1	0
ス	ピリッツ	類	-	0	1	0	-
IJ	キュール	, 類	-	3,810	137	28	9
	発 泡	酒	-	30,795	3	4	21
雑	粉末酒	酒	-	-	-	-	-
亦 比	その他の領	維酒	-	26	0	-	2
	計		-	30,821	3	4	23

調査期間等: 平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間の販売(消費)数量等

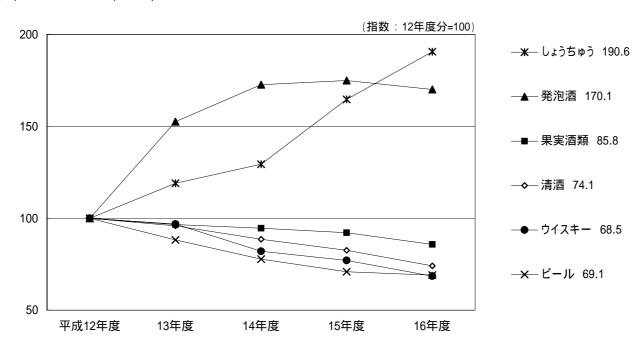
販 売 業 者	の 販 売 数 量	年度末現在販売	消費者に対する	区分
販 売 業 者	消費者	年度末現在販売業者の手持数量	消費者に対する 販売数量計	区 分
440,422	kℓ 223,385	κ <i>ℓ</i> 16,816	κℓ 224,447	総数
31,246	27,249	3,081	28,034	清酒
1,368	1,236	124	1,238	合 成 清 酒
10,499	6,505	829	6,509	甲 類 しょう b s p う
11,010 21,507	8,578 15,082	1,246 2,074	8,598 15,107	乙類しょうちゅう
2,368	2,010	218	2,010	み り ん
216,278	98,844	4,471	99,043	ビ – ル
5,191 230 5,420	3,478 159 3,639	1,145 57 1,201	3,499 159 3,659	果実酒果実
2,996 518 3,514	1,595 296 1,892	368 74 440	1,595 296 1,892	ウイスキー ブランデー 計
3,168	1,174	153	1,173	スピリッツ類
27,574	13,810	1,599	13,818	リキュール 類
117,991 - 9,986 127,976	54,311 - 4,139 58,451	3,159 - 294 3,452	54,332 - 4,140 58,472	発 泡 酒 粉 末 酒 その他の雑酒 計

(2) 税務署別販売(消費)数量

	.	^	`* <u>`</u>	人士法法	しょ	うち	ゅう	7. 12. /	1.8 11	果	実 酒	類
Σ	<u> </u>	分	清酒	合成清酒	甲類	乙類	計	みりん	ビール	果実酒	甘味果実酒	計
l			$k\ell$	-	kℓ	$k\ell$	kℓ	kℓ	$k\ell$	$k\ell$	kℓ	kℓ
平瓦	ኒ 12 1	年度	37,845	1,220	3,243	4,686	7,926	2,422	143,344	3,985	281	4,264
"	13	"	36,296	1,286	4,232	5,202	9,436	2,133	126,414	3,876	241	4,118
"	14	"	33,529	1,254	4,462	5,792	10,256	2,074	111,421	3,844	186	4,032
"	15	"	31,237	1,269	5,698	7,354	13,052	1,969	101,652	3,747	178	3,927
"	16	"	28,034	1,238	6,509	8,598	15,107	2,010	99,043	3,499	159	3,659
富	山	県	10,299	361	2,781	2,647	5,428	613	34,525	1,307	54	1,361
石	Ш	県	11,306	540	2,431	3,408	5,840	849	38,715	1,439	68	1,508
福	井	県	6,429	337	1,297	2,543	3,839	548	25,803	753	37	790
富山県石	富高魚砺 金七	山岡津波 沢尾	3,589 3,178 2,161 1,371 4,460 1,476	154 88 99 20 223 80	1,108 797 662 214 1,042 333	1,082 888 471 206 1,547 424	2,190 1,685 1,133 420 2,590 757	309 160 101 43 449 75	12,913 10,308 7,869 3,435 17,916 4,952	586 431 210 80 820 91	21 17 10 6 41 6	607 448 220 86 861 97
Шζ	小	松	2,145	172	522	712	1,234	198	8,575	271	12	284
県	輪	島	1,500	21	195	289	484	41	2,948	54	3	57
	松	任	1,725	44	339	436	775	86	4,324	203	6	209
) }=	福	井	2,142	125	496	919	1,415	226	9,466	394	16	411
福	敦	賀	706	38	161	330	491	48	2,831	68	3	71
#	武	生	1,511	68	247	546	793	107	5,069	113	6	119
	小	浜	579	29	76	270	346	43	2,229	47	3	50
県	大	野	598	20	84	149	232	43	1,816	42	2	44
	Ξ	国	893	57	233	329	562	81	4,392	89	7	95

(注)「8-4(1)酒類の販売(消費)数量」の「消費者に対する販売数量計」欄を税務署別に示したものである。

(3) 酒類の販売(消費)数量の推移図



ウイ	ス キ	一類	→ 1.º		<u>አ</u>	<u> </u>	酉	A +1	-		<i>/</i> \
ウイスキー	ブランデー	計	スピリッツ類	リキュール類	発 泡 酒	その他の 雑 酒	計	合 計	X	. 3	分
$k\ell$	$k\ell$	kℓ	$k\ell$	kℓ	$k\ell$	$k\ell$	$k\ell$	$k\ell$			
2,327	581	2,912	454	8,496	31,944	142	32,085	240,970	平成		年度
2,253	512	2,762	492	9,569	48,724	183	48,908	241,410	"	13	"
1,909	421	2,331	454	10,925	55,147	113	55,259	231,531	"	14	"
1,794	361	2,155	691	11,858	55,885	543	56,431	224,246	"	15	"
1,595	296	1,892	1,173	13,818	54,332	4,140	58,472	224,447	"	16	"
653	79	732	435	4,853	18,736	1,642	20,378	78,984	富	Щ	県
636	123	759	469	5,219	21,419	1,624	23,043	88,249	石	Ш	県
306	94	401	269	3,746	14,177	874	15,051	57,214	福	井	県
302	28	330	197	1,923	7,922	698	8,620	30,831	富	Щ	富
197	36	233	115	1,473	5,312	438	5,750	23,438	高	畄	—
115	10	125	80	996	3,855	307	4,162	16,946	魚	津	
39	5	44	43	461	1,647	199	1,846	7,769	砺	波	県
350	70	420	225	2,427	9,531	753	10,284	39,856	金	沢	石
66	11	77	43	557	2,870	161	3,031	11,145	七	尾	11
107	20	127	96	1,195	4,661	371	5,032	19,058	小	松	} /II
27	7	34	12	231	1,164	56	1,220	6,549	輪	島	県
86	15	101	93	809	3,193	283	3,476	11,641	松	任	
128	38	166	115	1,411	5,199	291	5,490	20,967	福	井)
42	20	62	22	443	1,692	68	1,760	6,472	敦	賀	福
54	13	67	43	677	3,086	167	3,253	11,707	武	生	#
22	9	32	14	351	1,058	93	1,151	4,824	小	浜	7
17	5	22	13	253	1,067	55	1,122	4,164	大	野	県
43	9	52	62	611	2,075	200	2,275	9,080	Ξ	国)